

# 21 世紀の言語教育： 日本における複言語・複文化主義の視点の文脈化

境一三

## 複言語・複文化能力育成のための教育システムと教員養成

複言語・複文化主義は、行動中心主義とともに CEFR の思想の中核をなすものである。これに呼応するように、欧州評議会（Council of Europe）だけでなく欧州共同体（EU）でも加盟国は、学校教育における 1+2 言語（母語+二つの異言語）教育を推進することに合意し、各国・各州政府ではその具現化に邁進している。すなわち、以前から複数言語の学習機会を与えられていた大学進学予定の生徒だけでなく、すべての学校種の生徒が母語以外に二つの言語を学ぶことになった。こうした動きは、我が国の言語教育政策にも多くの示唆を与えるであろう。

確かに、このような複言語・複文化主義は、国境を接する国々が集まった欧州発の考え方であり、まったく条件の異なる日本では同様の議論は成り立たないとの考え方もある。しかしながら、大学の研究者が考えるよりはるかに速く、日本人を取り巻く環境の多言語・多文化化は進みつつあるのではないか。工業ばかりでなく、農業においても、研修生というラベルがつけられた外国人労働力に多くを依存していることが、3 月 11 日の大震災後、それらの人々の帰国によってあらわになった。また、町を歩けば、コンビニやファスト・フード店や中華料理屋に外国人店員がいることはごく普通の光景である。日本においても、状況は急速にヨーロッパ化してきている。このことは、大学教員よりも、非日本語母語話者の保護者と対峙しなくてはならない小学校教員や、役場の窓口立つ公務員が如実に感じていることだろう。

これまでの英語を中心とした異言語教育は、欧米列強に伍するための富国強兵策に資する先進文物受容のための教育から、近年では日本文化や技術を発信するための教育へと変化してきた。それは一定の成果を上げつつあると評価できるであろう。

しかし、21 世紀の今日、私たちの異言語教育は二つの視点で変革が必要であろう。その一つは、A.日本国外との交流と情報発信という外向きの教育という視点、もう一つは、B.多言語・多文化化する日本社会において、個人が複言語・複文化能力を獲得する教育という視点である。

A.の視点からは、日本の教育の弱点は、海外のマーケット開発において、日本企業が韓国のサムスンに後塵を拝したことにその典型を見て取ることができるであろう。サムスンは 1990 年に「地域専門家制度」を導入した。それは若手社員を世界各国に派遣し、言語と文化を学ばせ、人脈を作らせることを目的としている。同社はすでに入社時に高い英語力を要求するが、地域専門家に選抜される社員にはそれ以外の言語能力の養成も課されるのである。因みに、韓国の大学には第 2 外国語教育の制度はなく、それは世界の多くの国と同様に、中等教育（高校）で行われている。

日本でも、日本電産が、2015 年以降部長昇進には日本語以外に 2 言語の習得を条件とすると発表した（2010 年 8 月）、産業界では日本語と英語だけでは限界があることが認識されるようになった表れであろう。

B.の視点からは、私たちのコミュニティーが、出自を異にする人々とともに運営され、共存と共栄が図られるべきものであるとするならば、マイノリティーが日本語を習得するばかりでなく、マジョリティーである日本語母語話者も、少なくともそうした人たちの言語と文化に関心を持ち、少しでもそれらを学ぶという態度が必要になろう。行政にたずさわる者や政治のリーダーには、さらにそれ以上のことが要求されよう。

このように、日本社会の実態を見ると、上に述べたような能力や心的態度を養成するための教育システムが必要になる。そこで求められるのは、第 2 外国語の履修を、世界の大多数の国で行われているように、大学ではなく中等教育で行うこと（可能であれば高校ではなく中学から）、更には、小学校の外国語活動を、日本の実態（小学校におけ

る非日本語母語話者の大多数は英語話者ではない)に合わせ、英語以外の選択肢も持たせ、異言語・異文化に対する開かれた態度や感性を早期から養成することである。

そのためには異言語教育担当教員の養成システムを抜本的に改革しなくてはならないであろう。つまり、教員自身が担当言語の優れた運用能力を持つだけでなく、複言語・複文化能力を今まで以上に持たなければならないということである。

具体的に言うならば、

- 言語教育担当者は、担当言語について、CEFRのC1以上の運用能力を持つこと
- 言語教育担当者は、担当言語以外に最低一つの言語で、CEFRのB1以上の運用能力を持つこと

が基準となろう。言語教育担当者は、複数の言語を担当できることが望ましい。これは、あくまでも私案であるが、レベル設定はドイツにおける「外国語としてのドイツ語」教員養成課程(マスターコース)の入学条件などを参考に、日本の実情を考え併せ、緩和したものである。生徒・学生に複数言語・文化の学習を勧める以上、教員が生涯学習者として言語と文化を学び続ける姿を見せるのは当然のこととして、これがただの努力目標にならないためには、法的な基準作りが不可欠であり、この点が骨抜きされるならば、日本における複言語・複文化能力育成の実現は画餅に帰するであろう。